

“成功するための” 創業支援セミナー カリキュラム

第1回 10/2 (日)

◇経営講座

- ・創業の心構え
- ・自分の棚卸しをしよう
- ・事業構想を具体化しよう

第2回 10/16 (日)

◇財務講座

- ・資金調達と財務会計
- ・補助金を活用しよう

受講内容

各日午後1時30分～午後4時30分

第3回 11/6 (日)

◇販路拡大講座

- ・集客と販路拡大
- ・自社の強みを知ろう

第4回 11/20 (日)

◇人材育成講座

- ・自社の魅力づくりをしよう
- ・従業員と経営理念を共有しよう

◇創業実務のポイント

- ・官公庁等への提出書類について

■メリットについて

○メリットを受けるためには、各市町が発行する特定創業支援事業の支援(本セミナー)を受けたことの証明書が必要です。^{※1 ※2}

メリット1 創業前の方又は創業後5年未満の個人が会社を設立する場合には、登録免許税の軽減を受けることが可能です。

【例】株式会社設立の場合、資本金の0.7% (最低15万円) の登録免許税が0.35% (最低7万5千円) に軽減されます。^{※3}

メリット2 融資を受ける際の無担保、第三者保証人なしの創業関連保証の枠が、1,000万円から1,500万円まで拡大されます。

メリット3 創業2か月前(会社設立でない場合は1か月前)から対象となる創業関連保証の特例が事業開始6か月前から利用できるようになります。

メリット4 日本政策金融公庫の融資制度である「新創業融資制度」^{※4}において、創業資金総額の1/10以上の自己資金要件を満たすものとして利用できるようになります。

【注意事項】

※1 証明書の交付を受けるためには、別途、個人情報利用及び第三者提供に関する同意が必要です。

※2 受講後に交付する証明書は、支援を受けことを証明するものであり、メリットを受けることや融資が受けられることを保証するものではありません。またメリットを受けるためには、いくつかの条件および審査等があります。証明書を受け取った方全員がこのメリットを受けられるということではありませんのでご注意ください。

※3 豊明市、東郷町、日進市、長久手市内で会社を設立する場合のみ適用となります。

※4 新創業融資制度は「創業前又は創業後税務申告を2期終えていない方」が対象です。

申込み・問合せ先： 日進市商工会 TEL0561-73-8000

“成功するための” 創業セミナー 参加申込書 【FAX0561-73-8003】

フリガナ		性別	男・女	年齢	歳
ご氏名					
ご住所 (ご自宅)		創業予定 市区町村			
TEL		FAX			
E-mail					
創業 予定業種					

※ご記入いただいた個人情報は、今回の創業セミナーの運営のみに利用し、主催者で共有させていただきます。